

# 令和7年度双葉地方広域市町村圏組合職員（資格免許職）採用候補者試験公告

令和7年1月8日

双葉地方広域市町村圏組合職員採用候補者試験を次により行います。

双葉地方広域市町村圏組合

福島県双葉郡富岡町小浜553-1

電話 0240-22-3333

## 1. 試験職種、採用予定人員及び職務内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般事務	1名程度	双葉地方会館又は出先機関において事務に従事します。

## 2. 受験資格

試験職種	受験資格
一般事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で自動車運転免許（普通自動車以上）取得又は令和7年3月末日まで免許取得見込みのもの。（学歴は問いません。）</li><li>・一般廃棄物処理施設技術管理士の資格を有しているもの。</li><li>・一般廃棄物処理業務（ごみ処理）に従事経験のあるもの。</li></ul>

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しないもの。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの。
- (3) 国家公務員及び地方公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しないもの。
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したもの。

## 3. 試験の方法

- (1) 第1次試験は、6.(2)により提出された申込書等の書類審査を行います。  
合否発表は、令和7年2月中に当組合掲示場並びに当組合ホームページ等にて、合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否の結果を通知します。
- (2) 第2次試験は、小論文及び個別面接による審査を行います。  
試験日等詳細は、第1次試験合格者に対して後日案内します。

## 4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

## 5. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に管理者が採用する者を決定します。  
この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、双葉地方広域市町村圏組合の給料表によりますが、この他通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

## 6. 申込手続及び受付期間

### (1) 申込用紙の請求

申込書交付場所	申込書交付場所住所
双葉地方広域市町村圏組合 事務局総務課	〒979-1111 福島県双葉郡富岡町小浜 553-1 双葉地方会館【電話 0240-22-3333】

申込用紙は、上記場所にて交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と書いて、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）を必ず同封のうえ、上記交付先まで送付してください。

### (2) 申込の方法

申込用紙に、最近6ヵ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm）を写真欄に添付のうえ、必要事項を記入し、一般廃棄物処理施設技術管理士を有する証明書の写しとあわせて事務局総務課まで提出してください。なお、申込書を郵送等する場合は、110円切手を貼った自分宛の封筒（長型3号）を同封し、その表に「職員採用試験申込」と朱書のうえ、上記まで送付してください。

### (3) 申込受付期間

令和7年1月8日（水）から令和7年1月31日（金）までの執務時間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）に受け付けます。  
なお、宅配便等により申込書を提出する場合は、上記の執務時間到着分に限り受け付けます。また、郵便により申込書を提出する場合は、1月29日（水）までの消印があるもの限り受け付けます。

## 7. その他

- (1) 申込用紙等に含まれる受験者の個人情報については、職員採用試験以外の目的には一切使用しません。また、提出された書類は返却いたしません。
- (2) 試験に関して不明な点は、上記の事務局総務課に問い合わせください。郵便で問い合わせる場合は、110円切手を貼った自分宛の封筒（長型3号）の返信用封筒を必ず同封してください。